

那福第 4 2 8 7 号
令和 5 年 2 月 1 6 日

各 位

那智勝浦町福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて

平素は、本町介護保険行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 13 日付け那福第 4014 号にて通知しておりました要介護認定の臨時的な取扱いについて、令和 4 年 10 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」を受け、本町の取扱いを下記のとおりとします。お知らせします。

記

認定調査（更新申請に限る。）が困難な場合における有効期間の取扱いについて

現在、要介護認定の更新申請において、医療機関や施設等が面会禁止等の措置を実施していることで認定調査が困難な場合に、認定期間を最大 12 か月延長することとしております。また、在宅においても新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、面会が困難なときは同様の取扱いとしておりました。

今般、厚生労働省事務連絡において、当該取扱いは、原則有効期間満了日が令和 5 年 3 月 31 日までのものに限られるとされましたが、更新申請件数が集中的に増大する場合は、各市町村の判断で令和 6 年 3 月 31 日まで延長することが認められております。

これを受け、本町の取扱いを次のとおりとします。

対象者	取扱いの内容
医療機関や施設等に入院（入所）している方	当分の間、医療機関等が面会禁止措置を実施している場合に限り、現在の取扱い（最大 12 か月延長）を認めます。 ※本人希望によるものは認められません。
在宅の方	現在の取扱いを終了します。（有効期間満了日が令和 5 年 4 月 1 日以降の被保険者から、認定調査が必須。）

※この取扱いを終了する場合は、あらためてお知らせします。

以 上

【お問い合わせ先】

那智勝浦町役場 福祉課高齢者支援係
電話：0735-29-7039（直通）